

市町村産廃対策支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 市町村産廃対策支援事業補助金（以下「補助金」という。）は、予算の範囲内で交付するものとし、交付については、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象)

第2条 この補助金は、別に定める「市町村産廃対策支援事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）に基づき、市町村が行う事業を交付の対象とする。

(交付額の算定)

第3条 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算定された合計額に、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(1) 別表に定める基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない額を選定する。

(2) (1)により算定された額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

(交付申請)

第4条 市町村長は、規則第3条の補助金交付申請をするときは、毎年度知事が別に定める期日までに、交付申請書（様式第1号）に次の各号の定める事業の区分に応じて、当該各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 実施要綱第4条(1)に掲げる事業 次に掲げる書類

イ 周辺地域環境調査事業計画書（様式第2号）

ロ 調査項目表（様式第3号）

ハ 調査計画書（様式第4号）

ニ 所要額調書（様式第5号）

ホ その他知事が必要と認める書類

(2) 実施要綱第4条(2)に掲げる事業 次に掲げる書類

イ 不法投棄防止対策事業計画書（様式第6号）

ロ 計画表（様式第7号）

ハ 計画図（様式第8号）

ニ 所要額調書（様式第5号）

ホ その他知事が必要と認める書類

(決定及び通知)

第5条 知事は、市町村長から前条の規定に基づく交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査し適当であると認めるときは、補助金の交付決定を行い、交付決定通知書（様式第9号）により市町村長に通知する。

(申請の取り下げ)

第6条 市町村長は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(変更交付申請)

- 第7条 市町村長は、第5条の規定に基づく通知受領後、補助事業の内容の変更を行う場合は、あらかじめ知事と協議の上、変更交付申請書(様式第10号)を知事に提出しなければならない。ただし、軽微な変更(別表の重要な変更以外の変更)であって、知事が認めた場合は、この限りでない。
- 2 知事は、前項の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当であると認めたときは、変更交付決定を行い、変更交付決定通知書(様式第11号)により市町村長に通知する。

(補助金の概算払)

- 第8条 市町村長は、補助金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書(様式第12号)を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の規定による請求があった場合において、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の全部又は一部を概算払いするものとする。

(状況報告)

- 第9条 市町村長は、知事から事業実施に関して知事が必要と認める事項について報告を求められた場合は、事業実施状況報告書(様式第13号)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

- 第10条 市町村が行う規則第12条に規定する事業実績報告の提出は、実績報告書(様式第14号)に次の各号に定める事業の区分ごとに、当該各号に掲げる書類を添えて、事業完了の日から1ヶ月を経過した日又は当該事業年度の3月末日のいずれか早い日までに行わなければならない。
- (1) 実施要綱第4(1)に掲げる事業 次に掲げる書類
- イ 周辺地域環境調査事業完了報告書(様式第15号)
 - ロ 調査項目表(様式第3号)
 - ハ 調査結果書(様式第4号)
 - ニ 精算額調書(様式第5号)
 - ホ その他知事が必要と認める書類
- (2) 実施要綱第4(2)に掲げる事業 次に掲げる書類
- イ 不法投棄防止対策事業完了報告書(様式第16号)
 - ロ 結果表(様式第7号)
 - ハ 結果図(様式第8号)
 - ニ 精算額調書(様式第5号)
 - ホ その他知事が必要と認める書類

(額の確定)

- 第11条 知事は、前条の規定に基づく実績報告を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、額の確定通知書(様式第17号)により市町村長に通知するものとする。

(補助金の精算払い)

- 第12条 前条の補助金の額が確定した後に、市町村長は、精算払請求書(様式第18号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の返還)

- 第13条 知事は、第7条の補助金の変更交付決定又は第11条の補助金の額の

確定をした場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

2 前項の補助金返還の納期限は、当該命令がなされた日から20日以内とする。

(関係書類の整備)

第14条 市町村長は、補助事業の経理について、補助事業以外の経理と明確に区分した収支の状況を明らかにした書類、帳簿などを整備し、補助事業の完了した日の属する年度の終了後5年間、知事の要求があったときはいつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(財産の管理及び制限)

第15条 市町村長は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、補助事業の完了後も管理状況を明らかにし、善良な管理をもって補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

2 規則第20条の規定に基づき知事が定める財産の種類は、取得価格又は効用の増加が単価50万円以上の機械、器具、備品その他財産とする。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年12月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

別表

基準額	対象経費	補助率	重要な変更	
			経費の配分変更	事業の内容変更
知事が必要と認められた額	<p>(1) 周辺地域環境調査事業</p> <p style="text-align: center;">委託料 工事請負費</p> <p>(2) 不法投棄防止対策事業</p> <p style="padding-left: 20px;">イ. 監視カメラ等工作物設置事業</p> <p style="text-align: center;">委託料 工事請負費 原材料費 備品購入費</p> <p style="padding-left: 20px;">ロ. 夜間・過疎地域等監視外部機関委託事業</p> <p style="text-align: center;">委託料</p> <p>(3) その他県知事が必要と認める経費</p>	1 / 2 以内	対象経費の欄に掲げる各事業の相互間におけるいずれか低い額の30%を超える経費の増減	<p>1 事業実施地区の変更</p> <p>2 主要な活動内容の変更</p>